

流山市歯と口腔の健康づくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、市民の歯と口腔^{くわう}の健康づくりの推進について、基本理念を定め、市及び歯科医師等の責務並びに教育等関係者及び市民の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本的な事項を定めることにより、市民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民が生涯にわたり、生き生きと元気に過ごせるようにすることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯科医師等 流山市歯科医師会、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯と口腔の健康に係る保健指導の業務に携わる者をいう。
- (2) 教育等関係者 教育、保健、医療及び福祉の関係者であつて、歯と口腔の健康づくりに関する業務を行うもの（歯科医師等を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 歯と口腔の健康づくりは、子どもの健やかな成長、様々な生活習慣病の予防等市民の全身の健康づくりに重要な役割を果たすことから、市民が日常生活において自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むことを促進するとともに、乳幼児期から高齢期までを通じて最適な歯と口腔の保健サービス及び医療サービスを受けることができる環境の整備を推進することを基本理念として行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯と口腔の健康づくりの推進に関する総合的かつ計画的な施策を実施する責務を有する。

- 2 市は、前項の施策の実施に当たっては歯と口腔の健康づくりに関する活動を行う他の者と連携して行わなければならない。

(歯科医師等の責務)

第5条 歯科医師等は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において歯と口腔の健康づくりの推進に努めるとともに、市が実施する歯と口

腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 歯科医師等は、それぞれの業務において歯と口腔の健康づくりを推進するに当たっては、歯と口腔の健康づくりに関する活動を行う他の者と連携するよう努めなければならない。

(教育等関係者の役割)

第6条 教育等関係者は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において、市民の年齢階層、心身等の状況に応じて、歯と口腔の健康づくりの推進に努めるとともに、その推進に当たっては、歯と口腔の健康づくりに関する活動を行う他の者と連携するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識及び理解を深め、市が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策を活用するとともに、歯科医師等の支援を受けることにより、自らの歯と口腔の健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

(主な施策)

第8条 市は、市民の歯と口腔の健康づくりを推進するための主な施策として次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 市民が歯科健康診査、保健指導、健康教育等の必要な歯と口腔の保健サービスを受けることができる環境の整備及び当該保健サービスの普及啓発に関すること。
- (2) 歯と口腔の健康づくりに関する情報の収集及び提供並びに歯科医師等、教育等関係者の連携体制の構築に関すること。
- (3) 子どもの心身の健全な成長に重点を置いた歯と口腔の健康づくりに関すること。
- (4) 子どもから高齢者まで生涯にわたる効果的な歯と口腔の健康づくりに関すること。
- (5) 障害を有する者、介護を必要とする者等の適切な歯と口腔の健康づくりに関すること。
- (6) 食育の推進を通じた歯と口腔の健康づくり及び健全な食生活のサポートに関すること。
- (7) 歯と口腔の健康づくりの業務に携わる者の確保及び資質の向上に

関すること。

(計画の策定等)

第9条 市長は、市民の歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画を定めるものとする。

(財政上の措置等)

第10条 市は、市民の歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。